

14.6.22  
第874号

芳秘第746号

大正十四年六月十九日

警務總監 木田 政一

日誌  
統計

四軒可ナリシテ私居ニ作リタル場合

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 勤続年限       | 退職時ノ日付     | 勤続年限       | 退職時ノ日付     |
| 半年未満       | 十五日分       | 半年未満       | 十五日分       |
| 一年未満       | 三十日分       | 一年未満       | 三十日分       |
| 二年未満       | 四十日分       | 二年未満       | 四十日分       |
| 五年以上ノ勤続者ニハ | 一年ヲ増ス毎二十日分 | 五年以上ノ勤続者ニハ | 一年ヲ増ス毎二十日分 |

第三條 本規則ハ大正十四年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(以ニ)

内務大臣 若槻 清一 殿  
 東京警備司令官 菊地 謙三 殿  
 憲兵司令官 松井 兵三 殿  
 社会局長官 長尾 隆一 殿  
 東京地方裁判所 横事 正 殿  
 京都大坂兵庫愛知神奈川 殿  
 右 府 縣 知 事 殿

...